

令和8年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

令和8年4月1日現在における本市の待機児童数は、平成29年度以来、9年ぶりに0人（前年比8人減）となりました。

希望する保育所等の利用が保留となった児童数は450人（前年比123人減）※、利用申込者数は14,100人（前年比305人減）、利用児童数は13,650人（前年比182人減）となりました。

引き続き、保育需要を踏まえた「受け皿」の確保を行うとともに、多様なニーズに対応した質の高い保育の提供に向けた取組を進めてまいります。

※ 集計方法については、こども家庭庁成育局保育政策課「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく。

1 保留児童数及び待機児童数の状況

（単位：人）

	令和8年4月1日(X)	増減 (X)-(Y)	令和7年4月1日(Y)
就学前児童数	24,990	△ 1,234	26,224
利用申込者数(A)	14,100	△ 305	14,405
利用児童数(B)	13,650	△ 182	13,832
保留児童数(C)=(A)-(B)	450	△ 123	573
市の保育施策で対応している児童等(D)	49	△ 38	87
相模原市認定保育室等利用	23	△ 23	46
一時保育利用	6	1	5
事業所内保育施設利用	0	△ 2	2
幼稚園等利用	20	△ 14	34
企業主導型保育利用(E)	10	1	9
求職活動等(F)※1	49	1	48
特定の園を希望(G)※2	177	△ 36	213
育児休業関係(H)※3	165	△ 43	208
待機児童数(C)-(D)-(E)-(F)-(G)-(H)	0	△ 8	8

※1 主に自宅で求職活動を行っている等、保育の必要性が低い場合

※2 他に利用可能な保育所等はあるが、特定の保育所等の利用を希望している場合

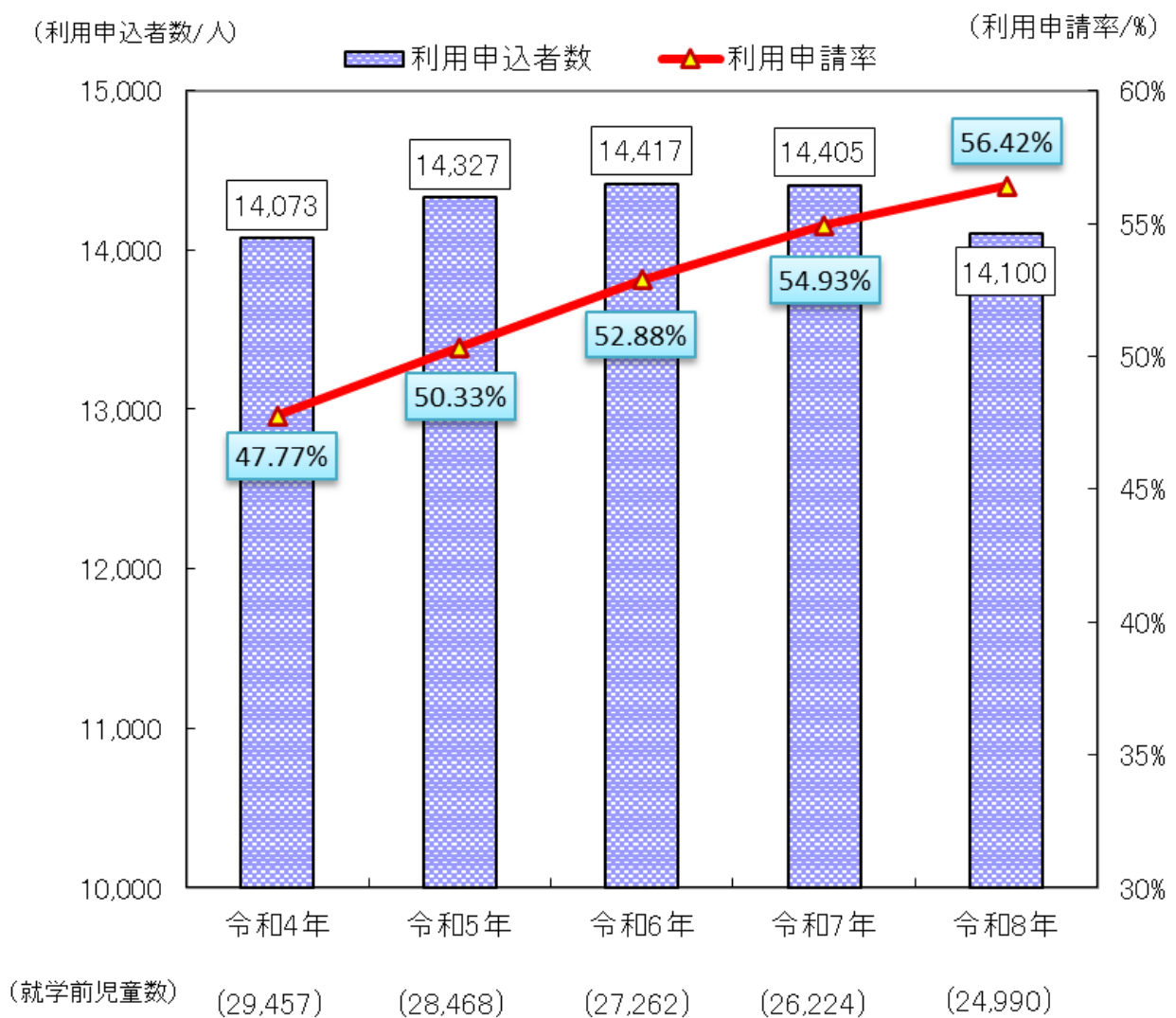
※3 復職する意向ではあるが、育児休業の延長が可能であり、復職を延期する場合

○保育需要の動向

近年、就学前児童数は減少傾向である一方、利用申込者数については増加傾向でしたが、昨年度から減少に転じ、本年度は昨年度を下回る、14,100人（前年比305人減）となりました。

なお、利用申請率（利用申込者数÷就学前児童数）については、本年度は56.42%（前年比1.49ポイント増）であり、過去最高の申請率となりました。

相模原市 利用申込者数、利用申請率の推移

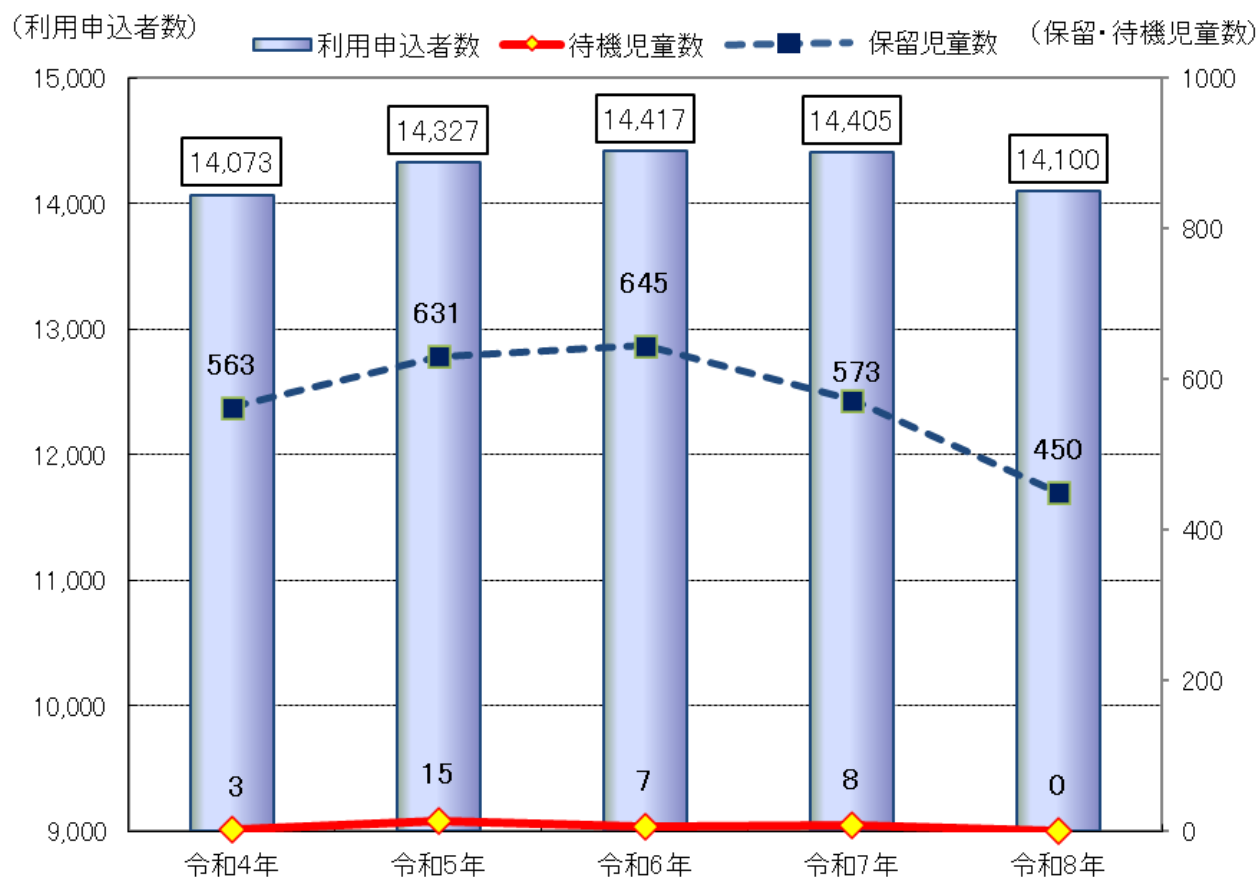


○待機児童数等の推移

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
就学前児童数(a) (人)	29,457	28,468	27,262	26,224	24,990
	(△724)	(△989)	(△1,206)	(△1,038)	(△1,234)
利用申込者数(b) (人)	14,073	14,327	14,417	14,405	14,100
	(188)	(254)	(90)	(△12)	(△305)
利用申請率(b/a) (%)	47.77	50.33	52.88	54.93	56.42
	(1.76)	(2.56)	(2.55)	(2.05)	(1.49)
保留児童数 (人)	563	631	645	573	450
	(47)	(68)	(14)	(△72)	(△123)
待機児童数 (人)	3	15	7	8	0
	(△1)	(12)	(△8)	(1)	(△8)

※ 各年4月1日現在の数値。()内は対前年比増減

相模原市 保留児童数・待機児童数の推移



○保留児童数の区別割合（令和8年4月1日現在）

	人 数	内 訳（割合）			
		緑 区	中 央 区	南 区	管 外※
保留児童数	450 人	55 人 (12.2%)	137 人 (30.4%)	256 人 (56.9%)	2 人 (0.5%)

※ 管外とは、相模原市に住民登録があるうち、市外保育所等の利用申込みを行い、保留となっている児童数です。

2 令和7年度の取組

令和7年度は、待機児童や保留児童が多い南区において、新たな認可保育所を整備するとともに、認定こども園の保育枠拡大、認可保育所から認定こども園への移行等により、180人分の定員を確保しました。

○令和7年度施設整備等による定員増減の内訳

項 目	定員増減	内 訳		
		緑 区	中央区	南 区
認可保育所の新設	60 人	0 人	0 人	60 人
認可保育所（公立）の統合による保育枠の増減	△30 人	△30 人	0 人	0 人
認可保育所や認定こども園の保育枠の増減	135 人	35 人	90 人	10 人
認定こども園への移行	15 人	0 人	0 人	15 人
合 計	180 人	5 人	90 人	85 人

○認可保育所等の推移

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
認可保育所及び認定こども園の施設数	165 (1)	168 (3)	168 (0)	170 (2)	170 (0)
地域型保育事業の施設数	41 (△1)	41 (0)	40 (△1)	39 (△1)	39 (0)
定 員 (人)	14,873 (17)	15,070 (197)	15,088 (18)	15,208 (120)	15,388 (180)

※ 各年4月1日現在の数値。()内は対前年比増減

※ 地域型保育事業＝小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

○認定保育室の推移

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
施設数	15	14	14	14	11
	(△2)	(△1)	(0)	(0)	(△3)
定員 (人)	469	450	428	422	359
	(△67)	(△19)	(△22)	(△6)	(△63)
利用児童数 (人)	314	301	268	265	254
	(△15)	(△13)	(△33)	(△3)	(△11)

※ 各年4月1日現在の数値。()内は対前年比増減

3 令和8年度の主な取組

保育需要の動向を踏まえ、引き続き「量」を視点とした「受け皿」を確保するとともに、利用申込者数や待機児童数の変化等を踏まえ「保育の質の向上」や「多様なニーズへの対応」に留意した取組を進めてまいります。

1 保育の質の向上に関する主な取組	2 多様なニーズへの対応に関する主な取組
(1) 保育人材の確保 ア 合同就職相談会【新規】 イ 保育士宿舎借上げ支援事業【拡充】 ウ 保育士修学資金貸付等事業【拡充】 エ 保育士等の加配への支援 オ 保育士等人材確保推進事業 カ 市外在住保育士等児童の保育所等利用選考 (2) 保育現場のデジタル化【新規】 (3) 保育者ステップアップ研修	(1) 地域子育て相談機関【新規】 (2) 病児・病後児保育のデジタル化【新規】 (3) 誰一人取り残さない支援【拡充】 ア 支援保育 イ 医療的ケア児の受入れ環境の整備 (4) こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業) (5) さがみはら休日一時保育事業 (6) 一時保育 (7) すくすく保育アテンダントによる相談支援

※取組の詳細は、別紙をご参照ください。

お問い合わせ先

こども・若者未来局 保育課

電話 042-769-8341

令和8年度の主な取組

1 保育の質の向上に関する主な取組

(1) 保育人材の確保

ア 合同就職相談会【新規】

＜令和8年度予算：1,000千円＞

幼児教育・保育の魅力発信及び保育士等の人材確保を図るため、高校生、大学生及び潜在保育士等の幅広い層を対象として、8月2日（予定）に相模原市、保育士養成学校及び民間保育所等の関係団体の「官学民」が連携した合同就職相談会を初めて開催します。

イ 保育士宿舎借上げ支援事業【拡充】

＜令和8年度予算：158,183千円（前年比136,175千円増）＞

保育士等の宿舎を借り上げる法人を対象に家賃の一部を補助する事業について、補助要件の緩和、補助対象施設の拡充、補助上限額の引き上げ等、補助内容を強化します。

ウ 保育士修学資金貸付等事業【拡充】

保育士養成学校の在学学生を対象とする保育士修学資金貸付等事業の貸付枠を2枠程度から12枠程度に拡充するとともに、引き続き、潜在保育士の就職準備金等の貸付を実施します。

エ 保育士等の加配への支援

国の配置基準を上回る保育士等を配置（加配）している施設を対象に、保育士等の加配に対する本市独自の財政支援を引き続き実施します。

オ 保育士等人材確保推進事業

相模原市就職支援センター内に、保育士等就職支援コーディネーターを配置し、窓口での就職相談や紹介、就職支援セミナー、高校生を対象とした仕事体験等を引き続き実施します。

カ 市外在住保育士等児童の保育所等利用選考

保育所等利用選考において、市外在住で市内の保育所等に就労（内定を含む）する保育士等を対象に市内在住の保護者と同等の加点を実施します。

(2) 保育現場のデジタル化【新規】

＜令和8年度予算：42,000千円＞

保育現場におけるICTの利用を促進することにより保育士等の負担軽減を図り、幼児教育・保育の質の向上に繋げることを目的として、国の基準を上回る条件で保育所等へのICT導入に係る財政支援を行います。

(3) 保育者ステップアップ研修

私立、公立を問わず市内の保育所等に勤務する職員を対象とした「保育者ステップアップ研修」を引き続き実施するとともに、民間保育所等の関係団体等とも連携しながら研修内容の充実化を進めます。

2 多様なニーズへの対応に関する主な取組

(1) 地域子育て相談機関【新規】

＜令和8年度予算：44,024千円＞

妊産婦や未就園児のいる子育て家庭等の育児不安・負担の軽減、孤立防止等のため、身近な地域における相談の機会の充実を図ることを目的として、保育所等が運営する地域子育て相談機関を設置します。（9箇所を設置予定）

(2) 病児・病後児保育のデジタル化【新規】

＜令和8年度予算：4,213千円＞

保育所等に在籍している児童が病期中や回復期のため通常保育が困難な期間、専用施設で一時的に預かる病児・病後児保育事業を引き続き実施するとともに、利用に当たったの利便性の向上を図るため、新たに予約管理システムを導入します。

(3) 誰一人取り残さない支援【拡充】

＜令和8年度予算：632,671千円（前年比36,026千円増）＞

ア 支援保育

生活上適切な配慮が必要な児童の受入れに対して必要な支援を引き続き行うとともに、幼稚園等の一時預かりにおいて、特別な支援を必要とする児童を受け入れた場合の財政支援を強化します。

イ 医療的ケア児の受入れ環境の整備

日常生活において恒常的に喀痰吸引や経管栄養等の医療行為（医療的ケア）を必要とする児童の受入れに対する財政支援を引き続き実施するとともに、令和8年4月に開所した市立城山保育園において、医療的ケア児専用の部屋を設置するなど、医療的ケア児の受入れ環境の整備に努めます。

(4) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するため、保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園・保育所等を月一定時間利用できる「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を引き続き実施します。（令和8年4月1日現在、37園で実施）

(5) さがみはら休日一時保育事業

子育て世帯の負担軽減を図り、より子育てしやすい環境づくりに繋げるため、就学前のこどもを日曜日や祝日等に、理由を問わず保育所等で預かる「さがみはら休日一時保育事業」を引き続き実施します。（令和8年4月1日現在、3園で実施）

(6) 一時保育

保護者の通院や冠婚葬祭などの理由で緊急的に家庭での保育が困難となった場合の一時的なこどもの預かりや、保護者の就労・就学などの理由で家庭での保育が困難となった場合において、定期的にこどもを預かる「一時保育」を保育所等で引き続き実施します。（令和8年4月1日現在、138園で実施）

(7) すくすく保育アテンダントによる相談支援

各区子育て支援センターに「すくすく保育アテンダント（保育専門相談員）」を常時3～4人配置し、保育サービスに対する相談対応や、利用可能な保育所等を案内する等、保護者に寄り添ったきめ細かな相談支援を引き続き行います。